

2024 年度 C 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民 法 民事訴訟法

問題冊子（問題のみで4枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述し、これ以外で記述した場合には無効となります。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 第1問と第2問の答案用紙を取り違えた場合は、無効となります。ただし、試験時間内に答案用紙の取り違えに気づいた場合は、監督者に申し出てください。なお、試験終了後は、答案用紙の取り違えの申し出は一切応じません。
- 6 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕について答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 Aは、弁護士になることを夢見て法科大学院に進学し頑張ると言っている姪っ子Bを経済的に支援する目的で、「将来交通事故専門の事件を手がける弁護士となって活躍し、法律事務所を持てるほどに出世したときに、貸付金は返済してくれればいいから。」と言って、500万円をBに無利息で貸した。
- 2 ところが、Bは、法科大学院を6年かけてようやく修了したものの、修了後は一度も司法試験を受験することなく、自堕落な生活を5年ほど送った。
- 3 司法試験の受験資格を失ってしまったBは、Aの口利きで地元のスーパーに就職したが、数年後に仕入れの経理を不正に操作してスーパーのお金を使い込み、そのためにスーパーをクビになった。
- 4 その後、一念発起してアイドルになりたいと言い出し、ダンスの専門学校に通い始めたが、これも長続きせず半年ほどでやめてしまった。
- 5 その後はまた、食事のとき以外は実家の自室に閉じこもってテレビをみたり、マンガを読んだりするだけの自堕落な日々を送るといった生活が数年間続いた。
- 6 そこで、貸付けから長期間が経過し、もはや将来の展望がみえないと判断したAは、Bに対して貸付金500万円の返還を求めた。
- 7 ところが、Bは、Aからの請求に対して、「自分はまだ出世していないから、弁済期は到来していない。」などと言って返済に応じようとしない。

〔設問1〕 以上のような事実関係の下において、Bは、いったいどのような法的主張、法律構成に基づいてAからの返還請求を拒んでいるものと考えられるだろうか。

〔設問2〕 これに対して、Aは、どのような反論を展開して対抗していくことが考えられるだろうか。

第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕について答えなさい。

〔事実関係〕

- 1.A（現在28歳：男性）は、20歳頃から時折記憶障害を生じ、27歳に至り記憶保持困難の症状が発症し、若年性認知症と確定診断され、病状により一般就労が困難となったため、福祉的就労として小規模作業所であるP作業所にて一か月の工賃1万円で包装材の折込作業に従事していた。Aは通勤時に作業所までの行程がわからなくなることもあったため、Aが作業所に赴く際には、姉であるBが帯同の上送迎し、Aが帰宅するまで同作業所にてボランティアスタッフとして他の利用者の見守り支援もおこなっていた。なおAの成年後見人選任に関する申立ては本人が望んでいないこともあって検討段階にあった。
- 2.P作業所は障害者総合支援法に基づき開設される「就労継続支援B型事業所（非雇用型）」であり、障害や難病を要因として、企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な者を中心に、軽作業などの就労機会を提供する福祉サービス施設である。利用者は事業所と雇用契約を締結しないことから、賃金ではなく、成果を問わず一日当たりの「工賃」を支給していた。また作業所内には管理者として社会福祉士1名が常駐するとともに、利用者等の家族や支援者などボランティアスタッフ数名が作業の指導および見守り支援にあたっていた。
- 3.ある日P作業所にてQ福祉専門学校の学生および引率員による事業所見学が行われたところ、Aが作業中に同校引率員のCの手の甲をカッターナイフで傷つけてしまうという事件が発生した。幸いCの傷は浅かったものの、同行為につきAの謝罪がなく周囲の学生からも嘲笑されたことに激高したCは、Aを複数回殴打し、入院加療1か月を要する重傷を負わせた。同事故発生の際、P作業所の社会福祉士は、来客対応のため同作業所の玄関先におり、Bおよび他のボランティアスタッフは他の利用者の指導をしていたため、状況を把握できなかった。
- 4.Q福祉専門学校は社会福祉士資格取得の認可校として、福祉事業を幅広く展開するQ社会福祉法人グループ（以下Q法人）が設置した専門学校であり、P作業所とは過

去数回、見学実施の実績があった。なお引率員 C は Q 法人の高齢者施設部門にサービス送迎要員として派遣会社から派遣された職員であり、Q 福祉専門学校に関する事業に関しては、サポートとして学生を Q 福祉専門学校所有のマイクロバスで送迎することがたびたびあったものの、雇用契約は派遣会社である R 社との間で締結され、C の賃金や社会保険料等は R 社が負担していた。

5. C は自らの暴行につき、A によるカッターナイフでの受傷が原因であり、A の C に対する不法行為責任も考慮しうる旨主張し、仮に A 本人に責任能力がないとしても、姉である B が積極的かつ自発的に責任無能力者である A の監督を引き受けていたとみられる点で、監督者に準じる者に該当するため、実質的に大幅な過失相殺を行うべきであると反論するとともに、P 作業所に専任スタッフが 1 名のみしかいなかった点で安全管理を怠った責任も含めて総合的に判断されるべきとしている。

〔設問 1〕

上記 1～5 の事実を前提として、A は C の暴行により生じた損害につき、C または Q 法人に対して損害賠償を請求したいと考えている。それぞれの法的構成について、事実 5 の C の反論および他の想定される反論も考慮しながら、検討しなさい。

〔設問 2〕

仮に C の加害行為により A が死亡した場合の損害賠償額の算定について、A 死亡に伴う逸失利益につき作業工賃である一か月 1 万円を算定根拠とすることの妥当性について、自身の考えを述べなさい。

第3問（民事訴訟法）

Aは前妻Bとの間にXを設け、後妻Cとの間にDを設けたが、Cとは離婚した。Dは未成年であり、Cが親権者である。

Aが死亡し、その相続人はXとDである。Xは、A名義の土地甲（以下「本件土地」という。）はAの遺産であると考えており、これを前提に遺産分割をしたいが、CとDは、AがCと離婚する際にAが本件土地をDに生前贈与したと主張している。

Xは、本件土地がAの遺産であることの確認を求める訴え（以下「本件訴訟」という。）を提起したい。

〔設問1〕

Xは本件訴訟を提起するに当たり、誰を被告とすべきか。なお、遺言執行者はいない。

〔設問2〕

本件訴訟に確認の利益はあるか。